

【別紙1】

補助金交付基準

内容	項目	説明
1 判 断 基 準	(1)事業の公益性	<ul style="list-style-type: none"> ①事業活動の目的・視点・内容などが明示され、かつ社会、経済情勢に合致していること。 ②地域や市民のニーズや課題を的確に捉えている。 ③団体、個人の行う事業の目的が公益性をもち、特定の者ののみの利益をもたらすのではない。幅広く一般市民に利益をもたらすものである。
	(2)事業の効果性	<ul style="list-style-type: none"> ①補助金の交付に対して効果を客観的に示すことができる。 ②補助の目的が明確で、事業内容はその目的を達成する手段として適当である。 ③まちづくり等の先進事例として波及効果や新たな展開が期待できる。
	(3)団体等の適格性	<ul style="list-style-type: none"> ①団体等の会計処理及び使途が適切であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・団体等の決算において、実質的に繰越金または剰余金等が補助金額の2分の1を超えていない。 ・団体等において適切な監査機能を有している。 ②団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。 ③団体等の経済的自立のための努力が図られていること。 ④補助事業者は公平に選定されていること。 ⑤市が事務局になっていないこと。
2 補 助 対 象 經 費	(1)補助金の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ①補助対象事業、経費が明確で、補助金の充当費目は目的に沿っていること。 ②団体運営経費にかかる補助は原則事業費補助への転換をはかること（ただし、新規団体等に対する場合は除く）。 ③運営費や補助事業に直接関係ない経費、不適切な経費が含まれていないこと。 (交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等)調査研究等に係る事業の内、直接事業に係わらない観察旅費は対象としない。 ④補助率は2分の1以内であること。2分の1を超える場合にはその必要性が明確であること。
3 期 間	(1)見直し時期設定の原則	<ul style="list-style-type: none"> ①市単独補助金は、原則として通算3年以内で見直しを行う。 ②国や県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直す。なお補助期間内であっても必要に応じ見直す。